

新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券および回数乗車券の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年4月7日に政府から「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発令されたことに伴い、当社では定期乗車券および回数乗車券の払いもどし等の取扱いについて、下記のとおり対応をしております。

緊急事態宣言が2020年5月25日に解除されましたので、取扱い日をご確認ください。

1. 「通学定期乗車券※（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い

※ 当該通学定期乗車券の有効期間に2020年2月28日から2020年5月25日までの全部または一部期間を有効期間に含む場合に限る。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校を2020年3月2日から臨時休業するよう要請する通知が発出されたほか、2020年4月以降においても各自治体により休校期間の延長措置が採られています。

これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期乗車券を払いもどしされるお客さまについては、特例により、2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして払いもどしいたします。

なお、進級により4月以降に有効な通学定期乗車券をあらためて購入されるお客さまは、新たな定期乗車券をお買い求めの際に払いもどしの取扱いをあわせてお手続きいたしますので、当該通学定期乗車券と通学定期乗車券購入兼用証明書または学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参のうえ、定期券窓口にお申し出ください。

払いもどし額の計算方法

2020年2月28日以降の最終登校日を対象となる通学定期乗車券の最終使用日とみなして払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もございます。

また、最終登校日以降に定期乗車券を使用した場合、起算日は最終利用日の翌日となります。

- ※1 1か月以上有効期間が残っている場合に限り（使用した月数分の運賃を差し引いた額を払いもどしいたします）。
- ※2 通常の払いもどし同様、払戻手数料220円をいただきます。

払いもどし額 = 購入額 - 使用経過月数分の定期旅客運賃 - 払戻手数料220円

- ※3 有効開始日から7日以内の通学定期乗車券の場合、購入額から使用日数分の当該通学定期乗車券区間の片道普通旅客運賃を2倍した金額と払戻手数料220円を差し引いた金額を払いもどしいたします。

払いもどし額 = 購入額 - 使用日数分の片道普通旅客運賃×2 - 払戻手数料220円

2. 「通勤定期乗車券」または「1. 以外の通学定期乗車券」の取扱い

※ 当該定期乗車券の有効期間に2020年4月7日から2020年5月25日までの全部または一部期間を有効期間に含む場合に限る。

2020年4月7日に政府より特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、通勤定期乗車券または大学生等相当（大学・短期大学・専門学校等）の通学定期乗車券および1. 以外の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校に通学する定期乗車券を払いもどしされるお客さまについては、2020年4月8日以降当該定期乗車券を使用していない場合、特例により次に掲げる該当日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして払いもどしいたします。

ただし、お取扱いは定期券窓口のみとなります。

【定期乗車券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日】

(1) 2020年4月7日以前に有効開始となる定期乗車券の場合

2020年4月7日

※ ただし、2020年4月8日以降に当該定期乗車券を使用した場合、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして払いもどしいたします。

(2) 2020年4月8日以降に有効開始となる定期乗車券の場合

イ. 定期乗車券が未使用の場合

当該定期乗車券の有効開始日の前日

ロ. 定期乗車券をすでに使用した場合

当該定期乗車券の最終使用日

払いもどし額の計算方法

上記(1)または(2)に該当する日にお申し出をされたものとみなして払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もございます。

※1 1か月以上有効期間が残っている場合に限り（使用した月数分の運賃を差し引いた額を払いもどしいたします）。

※2 通常の払いもどし同様、払戻手数料220円をいただきます。

払いもどし額 = 購入額 - 使用経過月数分の定期旅客運賃 - 払戻手数料220円

※3 有効開始日から7日以内の定期乗車券の場合、購入額から使用日数分の当該定期乗車券区間の片道普通旅客運賃を2倍した金額と払戻手数料220円を差し引いた金額を払いもどしいたします。

払いもどし額 = 購入額 - 使用日数分の片道普通旅客運賃×2 - 払戻手数料220円

定期乗車券払いもどし取扱箇所

京浜急行電鉄定期券窓口（品川駅・横浜駅・上大岡駅・横須賀中央駅）

営業時間 8：00～20：00

- ※ 払いもどし日を遡るお取り扱いをご希望のお客さまは、その定期乗車券をご使用にならないようお願いいたします。払いもどしの対象となる定期乗車券をお持ちで、本取扱いをご希望のお客さまはお手続き終了まで別のICカード乗車券や磁気乗車券等のご利用をお願いいたします。
- ※ 京急線各駅から定期乗車券の払いもどしのために定期券窓口へ向かわれる際は、自動券売機にて「定期券取扱乗車券」をご購入のうえ、定期券窓口までご持参ください。（定期券取扱乗車券は出場時も自動改札機から出てきますので、お取り忘れにご注意ください）
- ※ 払いもどしの際には公的証明書が必要となります。払いもどしに必要な証明書等は当社ホームページをご参照ください。
- ※ **本取扱いは、2021年5月25日（緊急事態措置の終了日の翌日から1か年）まで実施いたします。**

3. 新年度における通学証明書等の取扱いについて

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各学校の休校期間が延長されているほか、2020年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことにより通学が制限されていること等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期乗車券を発売いたします。
 - (1) 新年度に有効な通学証明書の発行または証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新もしくは有効期間の延長を受けていない場合
 - (2) すでに交付を受けた通学証明書の有効期間が満了した場合
- 学生証および通学定期乗車券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。

4. 「回数乗車券」(全券種対象)の取扱い

※ 当該回数乗車券の有効期間に2020年4月7日から2020年5月25日までの全部または一部期間を有効期間に含む場合に限る。

2020年4月7日に政府より特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、回数乗車券を払いもどされるお客さまについては、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどしいたします。

このとき、当該回数乗車券の有効期間を経過した場合であっても、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、払いもどしをいたします。ただし、払いもどし額がない場合もございます。

※有効期限が2020年4月6日以前の回数券につきましては、本取扱いの対象外となります。

※2020年5月26日以降に購入した回数券(終了日が2020年8月25日以降となるもの)は本取扱いの対象外となります。

払いもどし額の計算方法

○通常の払いもどし同様、払戻手数料220円をいただきます。

$$\text{払いもどし額} = \text{購入額} - (\text{当該区間の普通旅客運賃} \times \text{使用済枚数}) - \text{払戻手数料} 220 \text{円}$$

払いもどし額の計算例

○品川～上大岡間(大人片道普通旅客運賃:430円)の土・休日割引回数乗車券(有効期間:2020年4月13日まで)のうち、14枚中6枚を使用しなかった場合。

⇒有効期間終了後であっても、2020年4月7日に払いもどしのお申し出があったものとみなして払いもどしをいたします。

$$\begin{array}{rclclclcl} 4,300 \text{円} & - & (430 \text{円} \times 8 \text{枚}) & - & 220 \text{円} & = & 640 \text{円} \\ (\text{購入額}) & - & (\text{当該区間の普通旅客運賃} \times \text{使用済枚数}) & - & (\text{払戻手数料}) & = & (\text{払いもどし額}) \end{array}$$

○子安～六浦間(大人片道普通旅客運賃:320円)の普通回数乗車券(有効期限:2020年4月6日まで)のうち、11枚中3枚を使用しなかった場合。

⇒有効期限が4月7日より前のため、払いもどしはできません。

回数乗車券払いもどし取扱箇所

京急線各駅(泉岳寺駅を除く)

※ 本取扱いは、2021年5月25日(緊急事態措置の終了日の翌日から1か年)まで実施いたします。